



平成29年10月11日

各 位

会社名 株式会社 S Y S ホールディングス
代表者名 代表取締役 鈴木 裕 紀
会長兼社長
(コード番号：3988 東証 J A S D A Q)
問合せ先 常務取締役 後藤 大 祐
管理本部長
(TEL 052-937-0209)

当社働き方改革に関するお知らせ

当社は、女性活躍推進と働き方改革の具体的な取り組みとして、育児短時間勤務制度の対象を小学校入学前までの幼児から中学校入学前までの子どもへ拡大することを決定しましたのでお知らせいたします。

当社では、「次世代育成支援対策推進法」及び「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づき『仕事と家庭生活・子育てを両立できる労働環境の整備』及び『女性が活躍しやすい職場作りの推進』を実現するため、「一般事業主行動計画」を策定しております。

この度、当社と当社グループの国内子会社で、育児短時間勤務制度について、育児・介護休業法で定められている3歳未満の幼児までの対象を小学校入学前の幼児までに拡大しておりましたが、年2回実施している女性社員と経営者とのワーキンググループ検討会で更なる拡大を求める女性社員からの意見を採用し、平成29年10月1日より対象を中学校入学前までの子どもに拡大しました。

また、当社では従業員全体の所定時間外労働を月平均20時間以内とすることを目標に所定時間外労働の削減に取り組んでおりますが、平成28年8月から平成29年7月までの所定時間外労働が月平均18時間と目標を達成しました。

今後も当社では、全ての従業員が能力を最大限に発揮できる職場環境を整備するとともに、職業生活と家庭生活の調和を図り、積極的な次世代育成支援で地域に貢献するため、働き方改革を推進してまいります。

当社の一般事業主行動計画の目標（期間：平成28年6月1日から平成38年5月31日までの10年間）

目標1) 女性の積極登用のための措置

『リーダー職・管理職・役員に占める女性の割合を30%にする』

目標2) 所定時間外労働の削減のための措置

『従業員全体の所定時間外労働を月平均20時間以内とする』（達成）

目標3) 職業生活と家庭生活の両立のための措置

『男性の平均勤続年数に対する女性の平均勤続年数の割合を75%以上にする』

以上